第一項の表二四の項及び二五の項を次のように改める。

24	削除
25	削除

第一項の表三四の項を次のように改める。

34	削除

第一項の表四一の項を次のように改める。

41	削除

第一項の表四三の項を次のように改める。

43	削除

第一項の表四五の項及び四六の項を次のように改める。

45	削除
46	削除

第一項の表四八の項及び四九の項を次のように改める。

48	削除
49	削除

第一項の表五一の項を次のように改める。

51	削除

三十七　平成二十六年総務省告示第二百五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項を次のように改める。

8	削除

第一項の表一六の項を次のように改める。

16	削除

第一項の表一九の項及び二〇の項を次のように改める。

19	削除
20	削除

○財務省告示第八十九号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十七年二月十三日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	一億円	百一円十四銭
〃	第十回	十億円	百円九十銭
〃	第十一回	五億円	百円八十九銭
〃	第十二回	二億円	百円八十九銭
〃	第十三回	二億円	百円六十四銭
〃	第十四回	四億円	百円七十九銭
〃	第十五回	三億円	百円七十四銭
〃	第十六回	三億円	百円六十九銭
〃	第十七回	一億円	百円四十四銭
〃	第十八回	一億円	百円六十四銭
〃	第十九回	十二億円	百円八十銭
〃	〃	二億円	百一円十四銭
〃	第二十回	十三億円	百一円三十銭
〃	〃	四十億円	百一円六十銭
〃	第二十一回	十一億円	百一円七十五銭
〃	〃	四十億円	百一円九十銭
〃	〃	三十億円	百一円九十五銭
〃	〃	三十億円	百二円五銭
〃	第二十二回	六億円	百二円四十五銭
〃	第二十三回	十三億円	百二円十五銭
〃	〃	七億円	百二円四十五銭
〃	第二十四回	四億円	百二円五十銭
〃	第二十八回	二百五十億円	百円二十七銭
〃	第三十回	十億円	九十九円八十五銭
〃	第三十一回	七億円	九十九円七十銭
〃	第三十三回	四十四億円	九十九円九十五銭
〃	第三十七回	二億円	百一円二十銭
〃	第三十八回	一億円	百二円六十五銭